○動物用生物学的製剤検定基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1568号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
診断液の部	診断液の部
オーエスキー病診断用蛍光抗体	オーエスキー病診断用蛍光抗体
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(略)
1 小分製品の試験	1 小分製品の試験
1.1 特異性試験	1.1 特異性試験
1.1.1 試験材料	1.1.1 試験材料
オーエスキー病ウイルス感染材料としてオーエスキー病ウイルスを感染させた豚	オーエスキー病ウイルス感染材料としてオーエスキー病ウイルスを感染させた豚
腎由来培養細胞及びオーエスキー病ウイルス感染豚の扁桃の凍結切片、対照材料とし	腎由来培養細胞及びオーエスキー病ウイルス感染豚の扁桃の凍結切片、対照材料とし
て豚腎由来正常培養細胞、健康豚の扁桃の凍結切片並びに <u>豚熱</u> ウイルス、日本脳炎ウ	て豚腎由来正常培養細胞、健康豚の扁桃の凍結切片並びに <u>豚コレラ</u> ウイルス、日本脳
イルス、豚伝染性胃腸炎ウイルス及び豚パルボウイルス感染培養細胞を用いる。	炎ウイルス、豚伝染性胃腸炎ウイルス及び豚パルボウイルス感染培養細胞を用いる。
1.1.2 (略)	1.1.2 (略)
1.1.3 (昭)	1.1.3 (略)
(以下略)	(以下略)